

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1 改正の趣旨

雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 15 条においては、職業安定機関等は、労働者の雇入れ等の雇用に関する事項について事業主等から援助を求められたときは、その者に対して必要な助言その他の措置を行わなければならないこととされている。

平成 23 年度税制改正により「雇用促進税制」が創設された際、職業安定機関は、労働者の雇入れを促進するための計画（以下「雇用促進計画」という。）を作成した事業主に対して、法第 15 条の雇用に関する援助として、必要な助言等を行わなければならないこと及び雇用促進計画等の様式を雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号。以下「雇対法施行規則」という。）に規定したところである。

今般、平成 29 年度税制改正により、地方拠点強化税制における雇用促進税制について、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 5 号に規定する特定業務施設において無期雇用かつフルタイムの雇用者（雇用保険一般被保険者に限る。）を創出した場合に、雇用の増加一人分当たり 10 万円の税額控除の上乗せを行うこと等が決定されたこと等を踏まえ、雇対法施行規則の様式について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

雇対法施行規則様式第 5 号について、別添のとおり、記載事項等の見直しを行う。

3 根拠条文

法第 15 条

4 施行期日等

公布日 平成 29 年 3 月 31 日（予定）

施行期日 平成 29 年 4 月 1 日（予定）

○厚生労働省令第 号

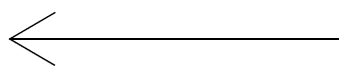
雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。
様式第五号第一面及び第二面を次のように改める。



雇用促進計画――1

①計画期間:平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用 事業所番号	②労働者の数 (計画期間の初 日の前日)	④うち雇用保険 一般被保険者数 (計画期間の初 日の前日)	⑥うち使用人兼 務役員及び役員 の特殊関係者数 (計画期間の初日の 前日)	⑧労働者の 目標増加数	⑩労働者の数 (計画期間の終 了日)	⑫うち雇用保険 一般被保険者数 (計画期間の終 了日)	⑭うち使用人兼 務役員及び役員 の特殊関係者数 (計画期間の終 了日)	⑯労働者増加数 (⑩-②)	⑰うち雇用保険 一般被保険者 増加数 (⑭-⑯)-(④-⑥)	⑲過去2年間 の事業主都合 離職の有無	事業所の廃止 又は新設を 行った日	
1(主たる 事業所)													有 ・ 無	廃止 ・ 新設	月 日
2													有 ・ 無	廃止 ・ 新設	月 日
3													有 ・ 無	廃止 ・ 新設	月 日
4													有 ・ 無	廃止 ・ 新設	月 日
計				③	⑤	⑦	⑨	⑪	⑬	⑮	⑰	⑲			

⑳ 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条に規定する同意雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）内に所在する事業所における労働者増加数のうち雇用保険一般被保険者増加数……………

㉑ 同意雇用開発促進地域内に所在する事業所における次のア及びイの要件に該当する雇用保険一般被保険者のうち新規雇用労働者の合計数……………

- ア 労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。
- イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者でないこと。
- ㉒ 他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成しているか否か。

今回の改正で新たに追加する欄

計画の期間（平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで）のうち 期目

□いいえ

※当該計画の対象となっている事業所については、「番号」の欄に○を付してください。

※当該計画及び当該計画の期間における労働者の増加数等が分かる書類を添付してください。

㉔ ㉒の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者の合計数（雇用保険一般被保険者に限る。ただし、㉒の計画の対象となっている事業所における⑬欄の合計数又は⑬欄の数のいずれか少ない数が上限）（以下「新規雇用労働者総数」という。）のうち次のア及びイの要件に該当する雇用保険一般被保険者の合計数……………

- ア 労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。
- イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者でないこと。

㉕ ㉒の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者総数のうち、㉔欄に掲げるア又はイの要件に該当しない雇用保険一般被保険者の合計数が、当該事業所における新規雇用労働者総数に占める割合が4割を超えるときは、その超過部分に相当する数（その数に1未満の端数がある時には、これを1に切り上げるものとする。）……………

㉖ ㉒の計画の対象となっている事業所における⑬欄の合計数又は⑬欄の数の合計数を控除した数（その数が0に満たない場合にあっては0）……………

<計画開始時>

雇用対策法施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画を提出いたします。

社会保険 労 務 士 記 載 欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		㊦	

個人事業主氏名又は
法人名（代表者氏名）

所 在 地

担当者名及び連絡先

※⑩～㉒欄及び㉔～㉖欄は、計画期間の終期に記入

計画開始時受付印

<計画終了時>

雇用対策法施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画の達成状況について記載した書類を提出いたします。

社会保険 労 務 士 記 載 欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		㊦	

個人事業主氏名又は
法人名（代表者氏名）

所 在 地

担当者名及び連絡先

（所在地・担当者名及び連絡先は計画開始時から変更のある場合のみ記載）

※受付公共職業安定所名

計画終了時確認印

(様式第 5 号) (第 2 面)

〔記入上の注意〕

- (1) 計画期間の始期においては、①欄から⑨欄までを記載するとともに、事業所の名称及び事業所の所在地を記載してください。雇用保険適用事業所(雇用保険適用事業所番号を記載してください。)

(2) ②欄、④欄及び⑥欄には計画期間の初日の前日の数を記載し、③欄、⑤欄及び⑦欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。

(3) ⑥欄及び⑩欄の「使用人兼務役員及び役員の特殊関係者」とは、雇用保険一般被保険者である役員及び役員の特殊関係者をいいます。「役員の特殊関係者」とは、(1)役員の親族、(2)役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人、(3)左記(1)(2)以外で、役員から生計の支援を受けている人、(4)左記(2)(3)と生計を一にしている、これらの人の親族をいいます。

(4) ⑧欄には①欄の計画期間中における労働者の雇入れの数の目標を記載し、⑨欄には⑧欄の数を合計した数を記載してください。また、目標に係る具体的な求人申込み見込みについては、「雇用促進計画－2(求人申込み見込み)」に必要事項を記載してください。

(5) 計画期間の終期においては、⑩欄から⑳欄までを記載するとともに、計画期間中に事業所の廃止又は新設を行った場合は、該当箇所に記入を行ってください。

(6) ⑪欄、⑫欄及び⑭欄には計画期間の終了日の数を記載し、⑪欄、⑬欄及び⑮欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。ただし、計画期間中に高年齢被保険者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第37条の2第1項に規定するもの。)となった人がいた場合は、その数を控除して記載してください。

(7) ⑯欄には⑩欄の数から⑫欄の数を控除した数を記載してください。また、⑰欄には⑯欄の数を合計した数を記載してください。

(8) ⑱欄には⑫欄の数から⑭欄の数を控除した数から、④欄の数から⑥欄の数を控除して記載してください。また、⑲欄には⑱欄の数を合計した数を記載してください。

(9) ㉑欄には、計画期間の初日から起算して1年前の日以降に始まる事業年度の初日から計画期間の終了日までの間における事業主都合離職(雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に相当するもの)の有無について記載してください。

(10) ㉒欄には、地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)第7条に規定する同意雇用開発促進地域(以下「同意雇用開発促進地域」という。)内に所在する事業所における、計画期間中に増加した労働者のうち雇用保険一般被保険者数の合計を記載してください。

(11) ㉓欄には、同意雇用開発促進地域内に所在する事業所における、計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者のうち、労働契約法(平成19年法律第128号)第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者でない労働者であり、計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に勤務している労働者数の合計を記載してください。

(12) ㉔欄には、他の法令に基づき労働者の雇入れを促進するための計画を作成している場合には「はい」の欄に、そうではない場合には「いいえ」の欄に ☒ を付けてください。
「はい」の欄に ☒ を付した場合には、「計画の名称」欄に、その計画の名称を記載するとともに、その計画の対象となっている事業所については、「番号」の欄に○を付けてください。
また、「計画の期間」の欄に、その計画の計画期間を記載するとともに、①欄の計画期間が、㉔欄の計画の何期目に当たったのか記載してください。提出する際には、その計画及びその計画の期間における労働者の増加数等が分かる書類を添付してください。
- 今回の改正で新たに追加する欄の記載上の注意
- (13) ㉕欄には、㉓欄の計画の対象となっている事業所における、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者の合計数(ただし、㉓の計画の対象となっている事業所における㉕欄の合計数又は㉕欄の数いずれか少ない数が上限)のうち、労働契約法第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者でない労働者であり、計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に勤務している労働者数の合計を記載してください。

(14) ㉖欄には、㉓欄の計画の対象となっている事業所における、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者の合計数(ただし、㉓の計画の対象となっている事業所における㉕欄の合計数又は㉕欄の数いずれか少ない数が上限)のうち、労働契約法第17条第1項に規定する有期労働契約を締結している、又は短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者である労働者数の合計数が、計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者の合計数(ただし、㉓の計画の対象となっている事業所における㉕欄の合計数又は㉕欄の数いずれか少ない数が上限)に占める割合が4割を超えるときは、その超過部分に相当する数(その数に1未満の端数がある時には、これを1に切り上げるものとする。)を記載してください。

(15) ㉗欄には、㉓欄の計画の対象となっている事業所における㉕欄の合計数又は㉕欄の数及び㉖欄の数及び㉖欄の数の合計数を控除した数(その数が0に満たない場合にあっては、0)を記載してください。

(16) 計画期間中に事業所の廃止を行う場合、個人又は法人は、雇用保険適用事業所廃止届を提出する際に雇用促進計画の計画期間中である旨公共職業安定所に申し出てください。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

地方拠点強化税制の創設

(所得税、法人税、法人住民税)

制度の概要

【適用期間】 平成30年3月31日まで

安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域（※）において本社機能を有する施設（特定業務施設）を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の優遇措置を講ずる。

（※）三大都市圏以外の地域であり、かつ、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域を地方公共団体において設定

拡充型

地方にある企業の本社機能の強化を支援

以下の要件を満たす計画を自治体が策定し国が認定

1. 地域要件：東京圏、中部圏、近畿圏中心部を除く地域であって、単独自治体、又は地域連携により概ね人口10万人以上の経済圏を構成し、一定の事業集積が認められる地域
2. 本社機能の受入促進策を講じていること

地方の企業の拠点拡充

移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深掘り

以下の要件を満たす計画を自治体が策定し国が認定

1. 地域要件：東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く全地域
2. 本社機能の受入促進策を講じていること

東京一極集中の是正
地方移転の促進

東京23区

大都市等

地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事認定）

オフィス 減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は
税額控除4%（※） ※計画認定が平成29年度の場合は2%

（措置対象：建物、建物附属設備、構築物）
（取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円）

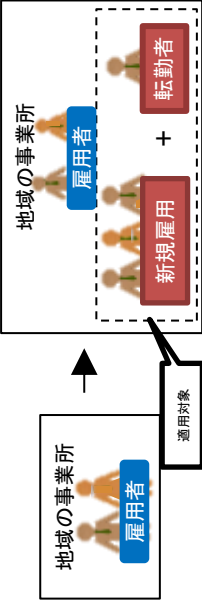
オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額
控除7%（※） ※計画認定が平成29年度の場合は4%

（措置対象：建物、建物附属設備、構築物）
（取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円）

雇用促進 税制 （特則）

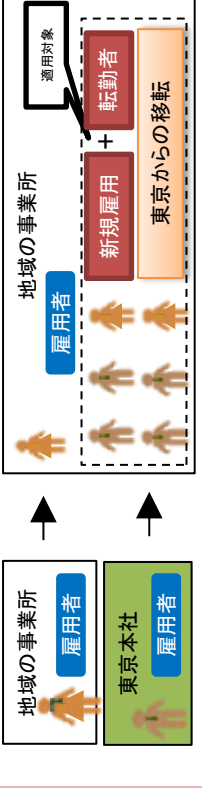
諸要件（事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等）を満たした上で

- ①法人全体の増加雇用者数が5人（中小企業は2人）かつ雇用増加率が10%以上の場合、増加雇用者1人当たり50万円を税額控除《従来の40万円に、地方拠点は10万円上乗せ》
- ②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除
（ただし、法人全体の雇用者の純増数を上限）



諸要件（事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等）を満たした上で

- ①増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除
拡充型50万円（もしくは20万円）に、地方拠点は更に30万円上乗せ）
（ただし、法人全体の増加雇用者数を上限）
- ②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続
（ただし、当該地方拠点の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した後は不適用）
※②は法人全体の雇用増がなくとも、東京から地方への移転者にも適用



地方拠点強化税制の拡充

<地方拠点強化税制における雇用促進税制の改正内容（拡充型の場合）>

【現行】 地方の事業所における雇用増加者数^(※1) 1人当たり**50万円/20万円**^(※2) の税額控除

↑ 「地方の事業所において新たに雇用した雇用者数」 + 「地方の事業所に地の事業所から転勤してきた雇用者数」

【拡充】 「質の高い雇用（無期雇用かつフルタイム）」への支援強化

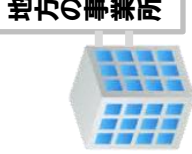
- ① 地方の事業所における新規雇用労働者総数^(※3)のうち、**無期雇用かつフルタイムの雇用者1人当たり60万円/30万円**^(※2)の税額控除
- ② 地方の事業所における新規雇用労働者総数^(※3)のうち、**無期雇用又はフルタイムでない雇用者の占める割合が4割に相当する人数までは、1人当たり50万円/20万円**^(※2)の税額控除
- ③ 地方の事業所における新規雇用労働者総数^(※3)のうち、**無期雇用又はフルタイムでない雇用者の占める割合が4割を超える時には、その超過部分に相当する人数について、1人当たり40万円/10万円**^(※2)の税額控除
- ④ 地方の事業所に転勤してきた雇用者^(※4) 1人当たり**50万円/20万円**^(※2)の税額控除

<事例>

(拡充型事業)

- ・雇用増加者数: 20人
 - ・新規雇用者数: 10人
 - ・無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数: 5人
 - ・それ以外の新規雇用者数: 5人
 - ・転勤者: 10人
- ・法人全体での雇用増加者数: 50人

(注) その他、諸要件は満たすものとする。



税額控除額

【現行】1000万円 (= 20人 × 50万円)

【拡充】1,040万円

I : 5人 × 60万円

II : 1人 × 40万円

III : 14人 (= 20人 - (I + II)人) × 50万円

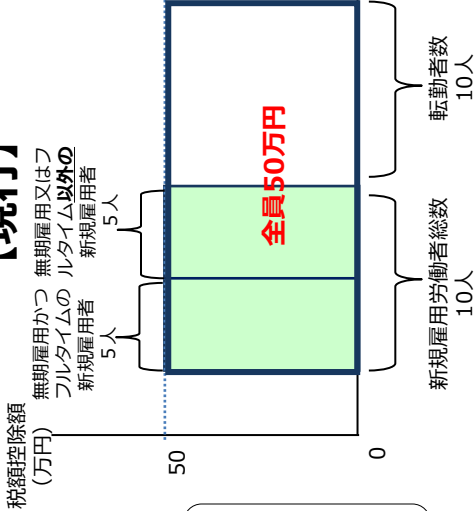
(※1) 雇用保険一般被保険者であって、法人全体での雇用増加者数が上限。

(※2) 法人全体の雇用増加率が10%未満の場合の税額控除額。

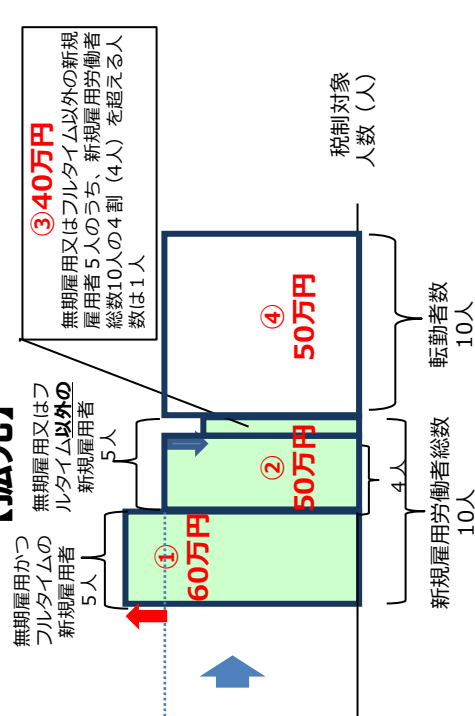
(※3) 雇用保険一般被保険者であって、計画期間の終了日に当該特定業務施設に勤務している者に限り、特定業務施設における雇用増加者数又は法人全体での雇用増加者数のどちらか少ない方が上限。

(※4) 地方の事業所における雇用増加者数(※1)から①、②及び③の税額控除の算定人数を控除した人数が上限。

【現行】



【拡充】

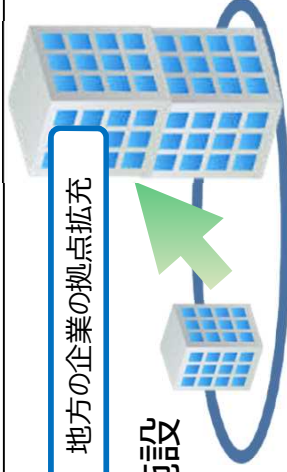


(注) 移転型の場合は、拡充型の税額控除に加え、当該地方の事業所における雇用増加者1人当たり30万円の税額控除（法人全体及び特定業務施設における雇用者数を維持していれば最大3年間継続）

地方拠点強化税制について

拡充型事業（含対内直接）

地方における企業の特定業務施設の整備（本社機能）を支援



特定業務施設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 事務所であって、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門（総務・人事・経理等）のいずれかのために使用されるもの
- ② 研究所であって、研究開発において重要な役割を担うもの
- ③ 研修所であって、人材育成において重要な役割を担うもの

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、

特別償却 15%又は税額控除 4%

（措置対象：建物、建物附属設備、構築物）

（取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円）

オフィス
減税

①増加雇用者1人当たり、最大**60万円**(※)を税額控除

②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり最大30万円を税額控除

(※) 新規雇用者に占める非正規雇用者の比率が4割を超える場合、超えた分は控除額を10万円減額

雇用促進
進税制
(特則)

事例①



東京に本社を置く企業が、創業の地である地方都市に新社屋を建設し、本社を移転。

事務所（本社）

事例②



効率的に研究開発成果を量産に結びつけるため、地方の主力生産工場がある地域に研究所を新たに建設し、東京本社から研究開発機能を移転。

研究所

事例③

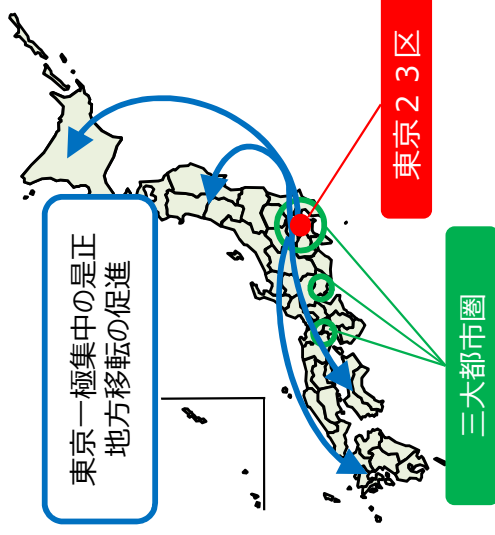


教育機能を含む全社的な人材育成を図るために、地方に総合研修施設を建設。

研修所

移転型事業

東京23区からの移転の場合、拡充型事業よりも**支援措置を深掘り**



オフィスに係る建物等の取得価額に対し、

特別償却 25%又は税額控除 7%

（措置対象：建物、建物附属設備、構築物）

（取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円）

オフィス
減税

①増加雇用者1人当たり、最大**90万円**(※)を税額控除

②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続

③②は法人全体の雇用増がなくとも、特定業務施設の増加者に適用

(※) 新規雇用者に占める非正規雇用者の比率が4割を超える場合、超えた分は控除額を10万円減額

雇用促進
進税制
(特則)